

## 議案第25号

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月19日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等に基づき、令和7年度中の対応が求められている基幹業務システムの標準化において、住登外者宛名番号管理機能を実装するに当たり、個人番号の独自利用を行う事務として条例の整備の必要があることから、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 住登外者宛名番号管理機能 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者を特定する情報を管理する必要があるものをいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。</u></p> <p><u>(8) 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p> <p>5 <u>第2項又は第3項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 <u>前2項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の</u></p>

含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	(略)

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)から(12)まで (略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	(略)
2 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
3 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)から(12)まで (略) (13) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。